

平成30年2月28日開会

平成30年3月16日閉会

平成30年

第1回定例会会議録

(第1日目)

小豆島町議会

平成30年第1回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第9号

平成30年第1回小豆島町定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月21日

小豆島町長 塩田幸雄

記

- 期 日 平成30年2月28日（月）
- 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成30年2月28日（月曜日）午前9時30分

閉 会 平成30年3月16日（金曜日）午後4時55分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 ○ 欠席 ×

議席 番号	氏 名	2 月 28 日	3 月 1 日	3 月 16 日
1	大 川 新 也	○	○	○
2	坂 口 直 人	○	○	○
3	中 松 和 彦	○	○	○
5	谷 康 男	○	○	○
6	柴 田 初 子	○	○	○
7	藤 本 傳 夫	○	○	○
8	森 崇	○	○	○
9	安 井 信 之	○	○	○
10	秋 長 正 幸	○	○	○
11	鍋 谷 真 由 美	○	○	○
12	中 村 勝 利	○	○	○
13	浜 口 勇	○	○	○
14	森 口 久 士	○	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日	第3日
町 長	塩 田 幸 雄	○	○	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○	○	○
教 育 長	後 藤 巧	○	○	○
政策統括監	城 博 史	○	○	○
総務部長兼総務課長	松 田 知 巳	○	○	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○	○	○
教育部長兼学校教育課長	坂 東 民 哉	○	○	○
健康福祉部長兼介護サービス課長	濱 田 茂	○	○	○
企画財政課長	川 宿 田 光 憲	○	○	○
参 事	大 川 昭 彦	○	○	○
環境衛生課長	谷 本 静 香	○	○	○
建 設 課 長	三 木 宜 紀	○	○	○
健康づくり福祉課長	清 水 一 彦	○	○	○
税 務 課 長	川 崎 智 文	○	○	○
商工観光課長	近 藤 伸 一	○	○	○
会 計 管 理 者	立 花 英 雄	○	○	○
農林水産課長	谷 部 達 海	○	○	○
議会事務局長	久 利 佳 秀	○	○	○
社会教育課長	細 井 隆 昭	○	○	○
オリーブ課長	丸 本 秀	○	×	○
人権対策課長	山 本 真 也	○	○	○
高齢者福祉課長	入 倉 哲 也	○	○	○
水 道 課 長	唐 橋 幹 隆	○	○	○
子育て共育課長	後 藤 正 樹	○	○	○
介護保険施設事務長	堀 内 宏 美	○	○	○
住 民 課 長	岡 本 達 志	○	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 久 利 佳 秀

議事日程

別 紙 の と お り

平成30年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年2月28日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告について
- 第4 議案第1号 小豆島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について（町長提出）
- 第5 議案第2号 小豆島町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例について（町長提出）
- 第6 議案第3号 小豆島町公告式条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第7 議案第4号 小豆島町立公民館条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第8 議案第5号 小豆島町出張所設置条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第9 議案第6号 小豆島町三都ふれあいセンター条例を廃止する条例について（町長提出）
- 第10 議案第7号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第11 議案第8号 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第12 議案第9号 小豆島町個人情報保護条例及び小豆島町情報公開条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第13 議案第10号 小豆島町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第14 議案第11号 小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第15 議案第12号 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第16 議案第13号 小豆島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について（町長提出）

- 第 17 議案第 14 号 小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第 18 議案第 15 号 小豆島町都市公園条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第 19 議案第 16 号 小豆島町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例について (町長提出)
- 第 20 議案第 17 号 小豆島町辺地総合整備計画の策定について (町長提出)
- 第 21 議案第 18 号 小豆地区広域行政事務組合格約の一部変更について (町長提出)
- 第 22 議案第 19 号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止について (町長提出)
- 第 23 議案第 20 号 平成 29 年度小豆島町一般会計補正予算 (第 6 号) (町長提出)
- 第 24 議案第 21 号 平成 30 年度小豆島町一般会計予算 (町長提出)
- 第 25 議案第 22 号 平成 30 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算 (町長提出)
- 第 26 議案第 23 号 平成 30 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算 (町長提出)
- 第 27 議案第 24 号 平成 30 年度小豆島町介護保険事業特別会計予算 (町長提出)
- 第 28 議案第 25 号 平成 30 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算 (町長提出)
- 第 29 議案第 26 号 平成 30 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算 (町長提出)
- 第 30 議案第 27 号 平成 30 年度小豆島町介護保険施設事業会計予算 (町長提出)
- 第 31 請願第 1 号 「憲法 9 条改正に反対する意見書」の提出を求める請願
- 第 32 請願第 2 号 「核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書」の提出を求める請願

平成30年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年3月1日（木）午後1時 開議

- 第1 「議案第1号. 小豆島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について」から「議案第27号. 平成30年度小豆島町介護保険施設事業会計予算」までに対する質疑、討論、採決及び委員会付託

平成30年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第3号）

平成30年3月16日（金）午後1時 開議

- 第1 一般質問 4名
- 第2 議案第2号、議案第21号及び請願第1号～2号に対する総務建設常任委員会審査報告
- 第3 議案第1号、議案第11号、議案第14号及び議案第21号～27号に対する教育民生常任委員会審査報告
- 第4 議案第1号～2号、議案第11号、議案第14号、議案第21号～27号及び請願第1号～2号に対する討論及び採決
- 第5 議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて (町長提出)
- 第6 議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて (町長提出)
- 第7 議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて (町長提出)
- 第8 議案第31号 老健うちのみ跡地利用改修工事に係る工事請負契約の変更について (町長提出)
- 第9 議案第32号 老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う電気設備工事に係る工事請負契約の変更について (町長提出)
- 第10 議案第33号 老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う機械設備工事に係る工事請負契約の変更について (町長提出)
- 第11 議案第34号 平成29年度小豆島町一般会計補正予算（第7号） (町長提出)
- 第12 議案第35号 平成29年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） (町長提出)
- 第13 議案第36号 平成29年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号） (町長提出)
- 第14 議案第37号 平成29年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） (町長提出)

- 第 15 発議第 1 号 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について
(議員提出)
- 第 16 発議第 2 号 小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について
(議員提出)
- 第 17 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第 18 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)

開会 午前9時30分

○議長（森口久士君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいます、ありがとうございます。

平成30年第1回小豆島町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、ご承知のように平成30年度における当初予算、条例の制定や一部改正など重要案件を審議します。したがって、会期も相当の日数を予定しておりますので、十分ご審議くださいますようお願いいたします。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る2月21日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、去る2月23日に開催されました香川県町村議会議長会第69回総会におきまして、全国町村議会議長会表彰が行われましたので、ただいまから表彰伝達式を行います。

○議会事務局長（久利佳秀君） それでは、お一人目の伝達は大川副議長から行っていただきます。

受章者のお名前を申し上げますので、前へお進みください。

全国町村議会議長会表彰、森口久士殿。

○副議長（大川新也君）

表彰状

香川県小豆島町 森口久士殿

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成30年2月8日

全国町村議会議長会会長 櫻井正人。

（拍手）

○議会事務局長（久利佳秀君） 同じく、全国町村議会議長会表彰、藤本傳夫殿。

○議長（森口久士君）

表彰状

香川県小豆島町 藤本傳夫殿

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成 30 年 2 月 8 日

全国町村議会議長会会長 櫻井正人。

おめでとうございます。

(拍 手)

○議会議務局長（久利佳秀君） おめでとうございます。以上で表彰伝達式を終わります。

○議長（森口久士君） それでは、今期定例会の開会に当たり、町長から議会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会第 1 回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本定例会は一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた 7 件の当初予算案のほか、補正予算の審議 1 件、条例案件 16 件、その他案件 3 件を本日ご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（森口久士君） ただいまの出席議員は 13 名で、定足数に達しておりますので、本日の平成 30 年第 1 回小豆島町議会定例会は成立しました。

これより開会します。（午前 9 時 32 分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。12 月 5 日以降 2 月 20 日までの主要事項に関する報告及び監査委員からの例月出納検査結果報告書 3 件は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（森口久士君） 日程第 1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第 125 条の規定により、9 番安井信之議員、10 番秋長正幸議員を指名しますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（森口久士君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。日程表のとおり、本会議は本日と明日3月1日、14日及び16日とし、会期は本日から3月16日までの17日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から3月16日までの17日間と決定しました。

~~~~~

日程第3 所管事務調査報告について

○議長（森口久士君） 次、日程第3、所管事務調査報告についてを議題とします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について会議規則第76条の規定により報告をお願いします。

教育民生常任委員会から報告を求めます。安井委員長。

○教育民生常任委員長（安井信之君） 平成30年2月28日。小豆島町議会議長森口久士殿。教育民生常任委員会委員長安井信之。

調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 調査案件。国民健康保険の広域化について。

2. 調査の経過。平成30年2月19日に委員会を開催し、町長、副町長及び担当課職員の出席を求め、調査した。

3. 調査の結果。

国民健康保険財政の健全化を図るため、保険税率の改善については同意するが、被保険者への影響を考慮し、激変緩和措置を講ずること。以上、意見を出しました。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

- 日程第 4 議案第 1 号 小豆島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について
- 日程第 5 議案第 2 号 小豆島町工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例について
- 日程第 6 議案第 3 号 小豆島町公告式条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 号 小豆島町立公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 号 小豆島町出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6 号 小豆島町三都ふれあいセンター条例を廃止する条例について
- 日程第 10 議案第 7 号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 8 号 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 9 号 小豆島町個人情報保護条例及び小豆島町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 10 号 小豆島町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 11 号 小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 12 号 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 13 号 小豆島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 14 号 小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 15 号 小豆島町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 16 号 小豆島町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 20 議案第 17 号 小豆島町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第 21 議案第 18 号 小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について
- 日程第 22 議案第 19 号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止について

- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 平成 2 9 年度小豆島町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 平成 3 0 年度小豆島町一般会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 平成 3 0 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 平成 3 0 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 平成 3 0 年度小豆島町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度小豆島町介護保険施設事業会計予算

○議長（森口久士君） ここでお諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第 4、議案第 1 号小豆島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてから日程第 30、議案第 27 号平成 30 年度小豆島町介護保険施設事業会計予算までを一括上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第 4、議案第 1 号小豆島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてから日程第 30、議案第 27 号平成 30 年度小豆島町介護保険施設事業会計予算までを一括上程とし、順次提案理由の説明を求めます。

最初に、日程第 4、議案第 1 号小豆島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 1 号小豆島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について提案理由のご説明を申し上げます。

介護保険法の一部が改正されたことに伴い、居宅介護支援事業の指定及び指揮監督権限が県から町に移譲されることとなったことから、その基準について新たに条例を定めようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（入倉哲也君） 議案第 1 号小豆島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の 1 ページをお開き願います。

本条例につきましては、2ページの提案理由にもありますとおり、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正によりまして、現在香川県の条例で定めております指定居宅介護支援等の事業に係る人員及び運営に関する基準について、町の条例で定めることとなりました。これにより、身近である町が居宅介護支援事業所に対して、育成や指導、支援などに積極的にかわれるようになります。

なお、条例の制定に当たっては、国の基準省令に従うべき基準及び参酌すべき基準に基づきまして、地域の実情に応じて定めることとされております。

それでは、条文についてご説明させていただきます。

第1条は、趣旨規定でございます。指定居宅介護支援事業者とは、介護を必要とする方が自宅で適切にサービスを利用できるように介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーが心身の状況や生活環境、本人や家族の希望に沿ってケアプランを作成し、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所との連絡調整を行う事業者となります。こうした指定居宅介護支援事業者の指定並びに事業に必要となる人員及び運営に関する基準等について、町の条例に定めることを規定するものでございます。

第2条は、基準の一般原則といたしまして、特別な理由がある場合以外はそれぞれ国の基準をもって町の基準とすることを規定するものでございます。

第3条は、居宅介護支援事業を行うものの申請があった場合、町が指定するための条件として法人であることを条件として規定するものでございます。

第4条は、指定居宅介護支援等に係る文書の保存期間について、国の基準では2年となっておりますが、サービス向上等の観点から5年間とするものでございます。

第5条には、各種事業の実施に当たり、町の特色であるオリーブを活用してもらうため、オリーブを加工した食品の積極的な利用を図ることにより、オリーブによる健康づくりの推進を規定するものでございます。

第6条では、非常災害時の利用者の安全及びサービスの確保を図るため、サービス提供事業所、消防団、地域住民との連携協力体制の整備に関して規定するものでございます。

第7条は、委任規定でございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行することといたします。以上、簡単でございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第5、議案第2号小豆島町工場立地法第4条の2第1項

の規定に基づく準則を定める条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第2号小豆島町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例について提案理由のご説明を申し上げます。

工場立地法の一部が改正されたことに伴い、町村に立地する工場に関する権限の一部が都道府県から町村に移譲されたため、小豆島町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止し、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく新たな条例を定めようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（近藤伸一君） それでは、議案第2号小豆島町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例につきましてご説明をさせていただきます。

上程議案集の4ページをお開き願えればと思います。

まず、第1条でございますけど、趣旨規定でございますして、工場立地法の第4条の2第1項の規定に基づきまして、同法第4条第1項の規定により、公表されました準則にかえて適用すべき準則及び区域を本条例で定めようとするものでございます。これによりまして、工場の立地が環境保全を図りつつ適正に行われるよう、国で規定されました緑地等の面積率があらかじめ指定された地域については、国の示す基準の範囲内ではございますけれども、町が独自に面積率を緩和すること、こちらが可能となります。これをもちまして町内に立地済みの工場がより増設しやすい環境を整え、設備投資、それから雇用機会の拡大を推進することを目的に制定させていただくものでございます。

第2条、こちらのほうは本条例におけます用語の意義、これは工場立地法の規定によるものということでございます。

続きまして、第3条につきましては、その対象となる区域並びに緑地、それから環境施設の敷地面積に対する割合を定めたものでございます。対象となります工場は製造業などでございますけれども、敷地面積が9,000平方メートル以上、または生産施設、建築面積の合計が3,000平方メートル以上の特定の工場、こちらが該当するものでございまして、町内で該当する企業は4社ございまして、そちらのほうの地番を記載してございます。

また、該当する工場では、国の基準では池とか噴水とかというものでございますけれども、環境施設面積を敷地面積の25%以上、そのうち緑地面積を20%以上も設ける必要がござ

います。現行制度では、県の香川ものづくり産業振興計画の中で、当該企業の立地促進区域を明記するとともに、町のほうで条例を制定する必要がございました。その中で、環境施設面積率を25%の基準から15%以上、それから緑地面積率を20%から10%以上に緩和してございます。今回、法改正によりまして、町の条例のみで区域と率の緩和が可能となったものでございます。

第4条では、緑地が他の施設と重複する場合の取り扱いを規定してございます。例えば、緑地の上に太陽光発電施設があるとか、生産施設の上に屋上庭園がある場合に緑地面積としては算入できますけれども、その算入の面積の上限は当該緑地面積の半分、50%までしかだめであるというふうなことを記載してございます。

次に、附則の第1条につきましては、施行期日を平成30年4月1日と定めるものでございます。

附則第2条につきましては、法改正に伴いまして、現行の適用条例、こちらを廃止するというものでございます。

附則第3条でございます。昭和49年6月28日の時点で設置されている工場、または設置のために工事が行われていた工場につきまして、生産施設の面積が変更した場合、面積の算定率について、その読みかえ規定を記載したものでございます。以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第6、議案第3号小豆島町公告式条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第3号小豆島町公告式条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

三都公民館が移転したこと及び庁舎整備事業の完了により、平成30年5月7日から庁舎の位置が変更になることに伴い、告示等を行う掲示場の名称及び位置を変更しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） それでは、議案第3号につきましてご説明をいたします。

上程議案集の7ページをお願いいたします。

三都公民館及び三都出張所につきましては、新築による移設移転、また新庁舎整備事業が完了し、本年5月7日をもって庁舎の位置を変更することに伴いまして、公告等を行う

掲示場の名称及び位置を変更するものでございます。

まず、新旧対照表第1の表では、三都出張所の位置を小豆島町蒲野 1610 番地1から小豆島町蒲野 1642 番地1に改正するものでございます。

次に、1ページめくっていただきまして、第2の表では小豆島町役場掲示場の位置を小豆島町池田 2071 番地2から小豆島町片城甲 44 番地 95 へ改正し、小豆島町役場分庁舎、これは内海庁舎前の掲示場でございますけれども、これを取りやめまして、従来の小豆島町掲示場であったところを池田窓口センター掲示場に名称を変更するものでございます。

施行日につきましては、三都出張所につきましては公布の日、第2の表につきましては庁舎の位置が変更となる平成 30 年5月7日となっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第7、議案第4号小豆島町立公民館条例の一部を改正する条例についてから日程第9、議案第6号小豆島町三都ふれあいセンター条例を廃止する条例についてまでは相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第4号小豆島町立公民館条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、三都公民館を新築移転したことに伴い、三都公民館の位置を変更するものでございます。

また、同様の理由により、議案第5号で小豆島町出張所設置条例の一部を改正し、議案第6号で小豆島町三都ふれあいセンター条例を廃止しようとするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第7、議案第4号小豆島町立公民館条例の一部を改正する条例について内容説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（細井隆昭君） 議案第4号小豆島町立公民館条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

上程議案集の9ページでございます。

昨年から新しく建設しておりました三都公民館が1月末に完成しましたことから、三都公民館の移転に伴います施設の位置の改正でございます。

改正部分につきましては、表にあります通り、小豆島町立三都公民館の位置を小豆島町蒲野 1610 番地1から小豆島町蒲野 1642 番地1に改正するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第8、議案第5号小豆島町出張所設置条例の一部を改正する条例について内容説明を求めます。住民課長。

○住民課長（岡本達志君） 議案第5号小豆島町出張所設置条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

本条例は、三都公民館が移転したため、同公民館に併設しております三都出張所の位置についても別表のとおり変更するものでございます。

施行日は公布の日からとしております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第9、議案第6号小豆島町三都ふれあいセンター条例を廃止する条例について内容説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（細井隆昭君） 議案第6号小豆島町三都ふれあいセンター条例を廃止する条例についてご説明いたします。

上程議案集11ページでございます。

この三都ふれあいセンターにつきましては、これまで三都公民館として使用しておりました施設であります旧三都小学校の廃校に伴い、改修したものでございます。この改修時に、農林水産省の事業によりまして、改修工事を実施しましたことから、三都ふれあいセンターという名称で三都ふれあいセンター条例を設けていたものでございます。この施設につきましては、株式会社レクザムに有償譲渡しましたことから、この小豆島町三都ふれあいセンター条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第10、議案第7号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第7号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、国家公務員及び他の地方公共団体との均衡等を考慮し、人事院勧告及び香川県人事委員会勧告の内容に沿って、小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 議案第7号につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の12ページをお願いいたします。

本条例につきましては、平成29年8月の人事院勧告、また10月の香川県人事委員会勧告の趣旨に基づきまして、国家公務員及び他の地方公共団体との均衡を考慮し、職員の給与について改正を行うものでございます。

給料月額につきましては、400円から千円の間で引き上げ、勤勉手当を0.1月分引き上げる改正を行うものでございます。

第1の表では、第4条で規定をしております給料表の改正を行っております。給料表につきましては、13ページから29ページまでの別表第1以降になりますが、先ほど申し上げましたように、400円から千円の間で若年層に重点を置いた引き上げ改正を行っております。

次に、12ページに戻っていただきまして、第18条の3、医師の初任給調整手当でございますけれども、医師の処遇を確保する観点から増額改正を行っております。

次に、1ページめくっていただきまして、第21条第2項第1号の改正につきましては、再任用職員以外の職員の勤勉手当の上限額を0.1月分引き上げ、第2号の改正におきましては、再任用職員の勤勉手当の上限額を0.05月分引き上げる改正でございます。

次に、ページ飛びますけれども、29ページをお願いいたします。

29ページからの第2の表での改正でございますが、第4条の2は地方公務員法で給与条例に等級別基準職務表を規定することが義務づけられておりますが、給与表ごとに職員の職務と職務の複雑、困難及び責任の度合に基づき、具体的に位置づけることとの指導があったため、30ページ下段、別表3のとおり改正するものでございます。

次に、29ページ、第16条の改正につきましては、時間外勤務手当等の算出に用いる勤務時間1時間当たりの給与額の産出額の改定で、香川県人事委員会の勧告により、初任給調整手当及び特殊勤務手当を加えるものでございます。

次に、30ページ、第21条の改正は、第1の表で説明いたしました勤勉手当の引き上げ改正におきまして、平成29年12月支給分の勤勉手当で支給いたしますが、翌年度からは6月支給分と12月支給分で支給するため、支給割合の改正でございます。

施行期日は、第1の表は公布の日からで、適用は29年4月1日となっております。第2の表につきましては、平成30年4月1日からの施行となっております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第 11、議案第 8 号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小豆島町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 8 号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小豆島町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、議会議員及び常勤の特別職の職員の期末手当の支給率について、国及び他の地方公共団体との均衡を考慮した改正を行い、あわせて小豆島町特別職報酬等審議会の答申に基づき、議会議員の報酬月額を改定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 議案第 8 号につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の 33 ページをお願いいたします。

本条例改正につきましては、小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例と小豆島町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の 2 つを改正するもので、議会議員と特別職の期末手当及び議員報酬の改定についての改正でございます。

議会議員と特別職の期末手当の支給率につきましては、一般職の改定があった場合にこれにあわせて行っており、増額後の支給率は国の特別職と同率の 0.05 月分の増で、トータルで 2.95 月分となります。

議会議員の改定につきましては、第 1 条第 1 の表中第 5 条で、期末手当の月数を規定する町の一般職の職員の期末手当の条文、第 20 条第 2 項の 12 月支給分 100 分の 152.5 を 100 分の 157.5 に読みかえる改正を行い、特別職の期末手当におきましても、35 ページの第 2 条第 1 の表において、同様の改正を行っております。

また、本年 1 月 12 日に小豆島町特別職報酬等審議会により、特別職の報酬については現行の額で据え置くこととし、議員報酬につきましては若い人に議員を目指してもらうため、ある程度の報酬を確保する必要があることなどから、県内 9 町の平均額程度まで増額することが適当であるとの答申が出されたため、議員報酬月額につきましては、34 ページ、第 2 の表第 2 条のとおり、議長につきましては 34 万 5 千円に、副議長につきましては 28 万円に、議員におきましては 27 万円に改正を行うものでございます。

なお、第 5 条の改正につきましては、一般職と同じく本年度は平成 29 年 12 月支給分と

して支給いたしますが、来年度からは6月支給と12月支給分とするための支給割合の改正で、特別職においても第2条第2の表のとおり、同様の改正をしております。

施行日につきましては、第1の表は公布の日からで、適用は平成29年12月1日からとなり、第2の表につきましては、平成30年4月1日からとなっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第12、議案第9号小豆島町個人情報保護条例及び小豆島町情報公開条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第9号小豆島町個人情報保護条例及び小豆島町情報公開条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

個人情報保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係する条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、参事から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 参事。

○参事（大川昭彦君） それでは、上程議案集37ページ、議案第9号をお開きください。

まず、提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律が一部改正されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

内容といたしましては、個人情報の定義の明確化と新たに要配慮個人情報を定義し、その取り扱いの厳格化が主なものでございます。

第2条、個人情報の定義でございます。これまでの定義では、何が個人情報に当たるかグレーゾーンがあり、利活用をちゅうちょせざるを得ない場合があった点や、情報通信技術の発展に伴い用いられるようになった多種多様な情報が個人情報に該当するのかわかりにくいといった事態も生じていたことから、顔識別データ、指紋識別データ、旅券番号、基礎年金番号、個人番号等を個人識別方法として個人識別方法が含まれるものを個人情報として定義を明確化したものでございます。

次に、第2条第2項で、新たに要配慮個人情報を定義しております。これまで、個人情報保護法上、個人情報と区別されていませんでしたが、このたびの同法改正により、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪により被害を受けた事実等の個人情報を要配慮情報とし、本人の同意なく取得することを原則禁止するなど、取り扱いを厳格化いたしました。

た。

次に、第6条第4項や13条第2項第6号につきましては、要配慮個人情報の定義が明確化されたことによるものでございます。

第13条は、個人識別方法の定義が明確化されたこと及び字句の統一でございます。

また、第15条の行政文書を公文書に改めることにつきましては、用語の統一でございます。

第16条につきましては、開示請求者の定義は同じものであるため、条文を訂正しようとするものです。

第17条、第25条についても、個人識別方法と電磁的記録の定義が明確化されたことによるものであります。

また、第35条第2号につきましては、番号法の改正に伴うものでございます。

最後、第51条につきましては、統計法の改正に伴うものでございます。

また、情報公開条例の改正につきましても、個人情報保護条例における個人情報の定義の明確化に伴うものでございます。以上、簡単ですが、個人情報保護条例及び情報公開条例の一部改正のご説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第13、議案第10号小豆島町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第10号小豆島町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律及び山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が平成29年4月1日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 税務課長。

○税務課長（川崎智文君） 議案第10号小豆島町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

本条例につきましては、町長の申しましたように、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律及び山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が昨年4月1日から施行されたことに伴い、本町の条例についても改正する条例であります。

非常に長い名称の改正省令でございますが、山村振興法を初め、過疎地域自立促進法を含む 12 もの関連省令を一括して改正するものでございます。

過疎地域自立促進法におきましては、過疎地域内の産業振興を図るため、インセンティブを誘発できるよう、一定の事業用資産の所有に有利性を持たせるため、期限を切って課税免除等を行うこと、その減収分を補填する措置をとっております。その奨励する事業の入れかえがありまして、情報通信利用事業、いわゆるコールセンターを廃止し、農林水産物等販売業、いわゆる野菜マルシェと産直市場等と言われる事業を追加する変更がありましたので、それにあわせて条例の改正を行うものでございます。

この改正につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

議案集の 45 ページをお願いいたします。

第 1 条におきまして、法の改正により、その適用事業の定義文言を情報通信技術利用事業から農林水産物等販売業に改正し、定義の明確化を図るものであります。

なお、製造の事業及び旅館業につきましては、変更なく継続して対象事業となっております。

第 2 条につきましては、第 1 条の改正に伴う文言の所要の規定の整備でございます。

次のページになりますが、施行の期日につきまして説明させていただきます。公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用を行います。

過疎地域自立促進法の改正につきましては、過疎地の要件変更、過疎債の適用事業の変更により、過疎市町村の追加認定、人口拡充が主な適用事業の変更と理解してしまい、税務関連の改正が必要なことを認識することが遅れましたことをおわびさせていただきたいと思っております。

また、それに伴いまして、気づきましてから事前に精査をしながら事務を進めており、これに適用される、また申請されるべき事業、また資産等が現在のところないことを報告させていただきます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（森口久士君） 次、日程第 14、議案第 11 号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 11 号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、国民健康保険税の安定的な収入を確保し、国民健康保険事業特別会計の健全な運営を図るため、国民健康保険税率の改定が必要であることから、本条例に

所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 議案第 11 号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の 47 ページをお開き願います。

今回の改正は、平成 30 年度からの国民健康保険制度の都道府県単位化に際し、国民健康保険税の安定的な収入を確保し、国民健康保険事業特別会計の健全な運営を図るため、小豆島町国民健康保険運営協議会の答申に基づき、小豆島町国民健康保険税条例の税率及び税額等を改正するものでございます。

内容といたしましては、県から示されました標準保険料率に基づいた税率及び税額に改定し、附則において平成 30 年度及び平成 31 年度の 2 年間は被保険者の負担を軽減するため、その税率及び税額を負担増加額の 4 分の 1 を軽減する税率及び税額に読みかえる経過措置を規定することで、激変緩和措置を講じるものとしております。

それでは、詳細につきまして新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、県から示されました標準保険料率に基づく改正でございます。

国民健康保険税につきましては、医療分及び後期高齢者支援金分、介護納付金分の 3 種類の額の合計額となっており、医療分及び後期高齢者支援金分、介護納付金分の 3 種類それぞれに所得割額、資産割額、均等割額、平等割額が規定されてございます。

最初は、医療分からでございます。条文の第 3 条は、医療分の所得割額の税率を 6.2% から 7.6% にするものでございます。

第 4 条は、医療分の資産割額の税率を 30% から 31.4% にするものでございます。

第 5 条は、医療分の 1 人当たり均等割額を 2 万 5,300 円から 2 万 9,800 円にするものでございます。

第 5 条の 2 は、医療分の 1 世帯当たりの平等割額についてでございます。

1 枚めくっていただき、第 1 号の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は 2 万 1,600 円から 2 万 100 円に、第 2 号の特定世帯は 1 万 800 円から 1 万 500 円に、第 3 号の特定継続世帯は 1 万 6,200 円から 1 万 5,070 円にするものでございます。

次に、後期高齢者支援金分についてです。以降は左半分の改正後の規定のみ説明させていただきますので、ご了承をお願いします。

第6条は、後期高齢者分の所得割額の税率を2.4%にするものでございます。

第7条は、後期高齢者分の資産割額の税率を6.5%にするものでございます。

第7条の2は、後期高齢者分の1人当たり均等割額を9,100円にするものでございます。
49ページをお願いします。

第7条の3は、後期高齢者分の1世帯当たりの平等割額を第1号の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は6,100円に、第2号の特定世帯は3,050円に、第3号の特定継続世帯は4,570円にするものでございます。

次に、介護納付金分でございます。

第8条は、介護分の所得割額の税率を1.8%にするものでございます。

第9条は、介護分の資産割額の税率を8.7%にするものでございます。

第9条の2は、介護分の1人当たり均等割額を9,400円にするものでございます。

第9条の3は、介護分の1世帯当たりの平等割額を4,600円にするものでございます。

次の第23条につきましては、均等割額及び平等割額の減額に関する規定でございます。
国民健康保険税につきましては、均等割額及び平等割額を世帯の所得状況により7割軽減、5割軽減、2割軽減と減額することとなっております。今回の改正により、医療分及び後期高齢者支援金分、介護納付金分の3種類それぞれの均等割額及び平等割額が改正されることに伴い、7割軽減、5割軽減、2割軽減される額につきましても、それぞれ連動して改正するものでございます。

49ページ下段の第1号につきましては、7割軽減、次の50ページの下段の第2号につきましては5割軽減、51ページ下段の第3号につきましては2割軽減と今回の改正により、医療分及び後期高齢者支援金分、介護納付金分3種類それぞれの均等割額及び平等割額が改正されることに伴い、それぞれの軽減区分に該当する低所得者に対する医療分、後期高齢者支援分及び介護納付金分に係ります均等割額及び平等割額の減額額を改正後の均等割額及び平等割額の7割の額及び5割の額、2割の額へそれぞれ連動して改正するものでございます。

52ページの中段下が附則でございます。

第1条の施行期日につきましては、国民健康保険制度が都道府県単位化されます平成30年4月1日としております。

次に、第2条の経過措置として、さきに説明いたしましたとおり、急激な保険税上昇を緩和するため、平成30年度から平成31年度までの2年間につき、保険税の算定に係る税率を県から示されました標準保険料率に基づいた本文の改正税率及び減額の規定にかかわ

らず、下表のとおりとする読みかえ規定としております。表の左端の列が条例の規定中、読みかえられる規定となっており、今回改正となります表の最上段の第3条第1項の医療分に係ります所得割額の税率から54ページ表中、最下段の第23条第3号カの2割軽減2係ります均等割及び平等割額の規定までの46項目となっております。

真ん中の列は、読みかえられる字句となっており、読みかえられる前の県から示されました標準保険料率に基づいた本文の改正税率及び税額となっております。

右端の列は、読みかえる字句として、負担増加額の4分の1の額を軽減する税率及び税額となっており、真ん中の列の税率及び税額に比べ、低い税率及び税額となっております。この第2条の経過措置の読みかえ規定により、平成30年度から31年度の2年間につき、右端列に記載のとおり、本来よりも低い税率及び税額を適用することで、負担増加額の4分の1の額を軽減する激変緩和措置が講じられるということでございます。

なお、適用区分として、第3条に記載のとおり、改正後の小豆島町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものです。以上、まことに簡単ではございますが、議案第11号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第15、議案第12号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第12号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年度からの国民健康保険制度の都道府県単位化に当たり、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 議案第12号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の55ページをお開き願います。

先ほど申しましたが、今回の改正は平成30年度からの国民健康保険制度の都道府県単位化により、都道府県においても国民健康保険運営協議会が設置されてございまして、市町村の国民健康保険運営協議会を区別するため、小豆島町国民健康保険条例につきまして、

所要の措置を講ずるものでございます。

改正内容といたしましては、条文の第1条及び見出しにおいて、国民健康保険の後に「の事務」を加え、小豆島町（以下、町という）を（町）とするものでございます。

続いて、条文の第2条の見出しにおいて、国民健康保険運営協議会の前に「小豆島町」を加えるものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第12号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第16、議案第13号小豆島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第13号小豆島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 議案第13号小豆島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の56ページをお開き願います。

今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されます。これに伴い、小豆島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点といたしまして、所在地特例の規定の見直しと平成20年度における被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料徴収の特例に関する附則を削除するものでございます。

まず、住所地特例についてご説明いたします。国民健康保険と後期高齢者医療の資格の適用は、住所地で行うことを原則としておりますが、施設等に入所するために住所を移した被保険者については、住所地特例を設けて前住所地の被保険者としております。しかしながら、現行制度においては住所地特例者が75歳の到達等により、国保からの後期高齢者医療に移行する際、後期高齢者医療の住所地特例が適用されないため、施設所在地の後

期高齢者医療広域連合の被保険者となっております。

今回の改正によりまして、現在国保の住所地特例を受けている被保険者が 75 歳の到達等によって後期に移行する場合、前住所地の市町村が加入する後期高齢者医療広域連合の被保険者となるよう見直しいたします。

なお、今回法改正については、平成 30 年度以降、新たに後期高齢者医療の被保険者となるものから適用されます。

条文につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第 2 条第 8 号は、各号の前に「前」を入れるものでございます。

第 3 条第 2 号は、高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条第 1 項の後に（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む）を入れ、同項の部分を法第 55 条第 1 項とするものでございます。

第 3 条第 3 項は、法律第 55 条第 2 項第 1 号の後に、第 4 項は法律第 55 条第 2 項第 2 号の後に（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む）を入れ、同項の部分を法第 55 条第 2 項第 2 号とするものでございます。

続いて、附則におきましては、第 2 条及び第 3 条の平成 20 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例に関する部分を削除するものでございます。以上、簡単でございますが、議案第 13 号小豆島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第 17、議案第 14 号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 14 号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

第 7 期の介護保険料の設定に当たり、第 7 期に見込まれる介護サービス料から推計し、必要とされる保険料額に改めるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（入倉哲也君） 議案第 14 号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の 59 ページをお願いいたします。

先ほど、町長から提案理由の説明がありましたとおり、今回の条例改正は第7期介護保険事業計画に見込まれる介護サービス料から推計し、必要とされる保険料額に改めようとするものでございます。

あわせて、介護保険法の一部改正により、被保険者等に関する調査対象者について、一部改正があったことから、所要の改正を行うものでございます。

初めに、保険料についてでございます。

第7期介護保険事業計画における保険料基準月額が5,760円となり、第6期の基準月額である4,800円と比較して960円の増額となります。なお、全国平均では約6,770円となる見込みであります。

新旧対照表では、改正後の第2条第1項第5号の年額6万9,120円及び改正前の同条同法同号の年額5万7,600円が基準額に該当いたします。

それでは、条文についてご説明させていただきます。

第2条、保険料額は次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とするものであります。

改正後の第1号では、介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げるものの、年間の保険料額を3万4,560円と定めるものです。以降、所得段階に応じて、9段階に区分し、第9号の年間の保険料は11万7,510円と定めるものであります。

第2項では、第1項第1号に該当するものの平成30年度から平成32年度までの保険料を年額3万4,560円から3万1,110円に軽減しようとするもので、消費税を財源として実施されるものであります。

なお、第1項第1号に該当するものとは、生活保護の受給者または世帯全員が住民税非課税で、本人の年金等の収入額が80万円以下の方が該当いたします。

続きまして、第14条は罰則の規定を一部改正するものでございます。介護保険法の一部改正に伴いまして、介護保険事業の運営上必要な調査に応じない場合に過料を科せられるものとして、第2号被保険者の配偶者等をその対象に加えるため、所要の改正をしようとするものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行することとしております。

また、経過措置といたしまして、この条例による改正後の第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用することとし、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第 18、議案第 15 号小豆島町都市公園条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案 15 号小豆島町都市公園条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合の上限について、条例で定めることとされたため、本条例の所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） それでは、議案第 15 号小豆島町都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の 64 ページをお願いいたします。

ただいま町長から説明ありましたとおり、都市公園法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

都市公園法施行令に、ただいま説明ありました運動施設という率を規定しておりました。運動施設とは、野球場とか陸上競技場とかプールとかという施設のことなんですが、この面積が公園の全体面積に対して一律で 100 分の 50、50%を超えてはならないという都市公園法で規定されておりました。ところが一方で、一部の地方公共団体では、既設の運動施設のバリアフリー化とか、国際基準に対応するための改修、例えば記者室をつくったり、ドーピングルームをつくったり、増設することが必要になると。そういったときに、この運動施設の面積が増えてきます。そういったことから、敷地面積が 50%として施行令に規定されているのを超えてしまうところが出てきたと。要は、社会状況等の変化に対応した改修が困難な事例が生じてきたというところから、今回国のほうでこの運動施設率の基準について、従来の基準 100 分の 50、50%を参酌した上で、地域の実情に応じて各地方公共団体がみずから上限の率を定めなさいということになったことから、今回改正しております。

改正につきましては、新旧対照表のとおり、1 条の 6 ということで、100 分の 50、50%と今回小豆島町がしております。こちらにつきましては、町内、今運動施設率の高い内海総合運動公園が今 25%でございます。また、今後そこに大規模な施設等を計画は今現時点

は存在しておりませんし、また県下にあります公園、生島にある県営球場があるところ等は今 33%でございます。また、丸亀の競技場があるところは 37%、今回こういったことから、全国の市町村でこの改正をしてるんですが、県内の市町村、また県は全てこの 100分の 50 を採用することという事例を参考にしたことと、また今回の改正の趣旨でございますけど、公園におきましては、運動施設以外の公園を利用する方にも配慮する必要があるということで、運動施設以外の面積を一定以上確保する必要がありますことから、今あります従来の上限基準であります 50%を十分参酌した上で、地域の実情に応じて必要最低限の要件緩和を行うものであることという趣旨から、今回 50%として 1 条の 6 で追加しております。

施行につきましては、公布の日からということで附則で上げております。以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第 19、議案第 16 号小豆島町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 16 号小豆島町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町水道事業を廃止し、香川県広域水道企業団としての運営開始に伴い、関係する条例の所要の改正または廃止を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議案第 16 号小豆島町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 66 ページをお開き願います。

本案につきましては、4 月から香川県広域水道企業団が水道事業の運営を開始することに伴い、小豆島町水道事業は廃止になることから、小豆島町水道事業の設置等に関する条例を廃止し、それに伴い、関係する 4 つの条例を廃止し、1 つの条例の一部を改正するものでございます。

附則といたしまして、第 1 条は施行期日で平成 30 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

第 2 条は、経過措置として、平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間の水道事業の業務の状況を説明する書類に関しては、この条例の施行後もその効力を有するも

のでございます。これにつきましては、平成 29 年度の決算書のことでございます。

第 3 条は、小豆島町水道事業の設置等に関する条例を廃止することに伴い、次の 4 つの条例を廃止することとしております。1 つ目が、小豆島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、2 つ目が小豆島町水道事業の剰余金の処分に関する条例、3 つ目が小豆島町水道事業給水条例、4 つ目が小豆島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の 4 つの条例を廃止するものでございます。

第 4 条は、水道事業を廃止することに伴う小豆島町職員定数条例の一部を改正するものでございます。

改正する内容は、新旧対照表に記載しておりますとおり、第 1 条にある水道事業の文言を削除し、第 2 条第 1 項第 7 号の水道事業の事務部局の職員 10 人を削除するものでございます。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 暫時休憩いたします。再開は 10 時 50 分とします。

休憩 午前 10 時 41 分

再開 午前 10 時 50 分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 20、議案第 17 号小豆島町辺地総合整備計画の策定について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 17 号小豆島町辺地総合整備計画の策定について提案理由のご説明を申し上げます。

財政上の特別措置等を受けるため、辺地総合整備計画の策定を行おうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第 17 号小豆島町辺地総合整備計画の策定についてご説明申し上げます。

上程議案集の 68 ページをお開き願います。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本町では、町内全域が辺地の対象となっておりますが、辺地総合整備計画につきましては、旧村単位または字単位で 19 辺地に区分しており、平成 29 年度時点で 19 辺地のうち、6 辺地で事業を実施しているところでございます。本定例会では、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるために、池田、中山、三都、橘の 4 つの辺地において新たに計画を策定するものでございます。

議案集の 70 ページから 72 ページをお願いいたします。

池田辺地、中山辺地、三都辺地の計画策定でございます。これら 3 つの辺地計画につきましては、同一の事業を複数の辺地にまたがって実施するため、一括して説明させていただきます。

70 ページ中段の 2、公共的施設の整備を必要とする事業にありますように、池田、中山、三都地域に過去に整備した畑地かんがい施設やため池、集落排水施設につきましては、施設の老朽化が進み、修繕等も増えてきている状況がございます。そこで、中山間地域総合整備事業を活用して、施設の更新を行うものでございます。5 年間の全体事業費は 6,395 万 4 千円を予定しております、このうち表の右端に記載しております辺地対策事業債 4,780 万円を活用して、畑地かんがい施設等の更新を実施し、農業の持続的な発展を図るものでございます。

次に、73 ページをお願いいたします。

橘辺地の計画策定でございます。ページ中段の 2、公共的施設の整備を必要とする事情にありますように、橘辺地におきましては、島内有数の規模を誇る橘漁港を有しており、日々新鮮な魚が水揚げされていますが、既存の大型製氷器の老朽化が進み、その維持管理に多額の修繕費を要していること、また氷の製造が思うようにできないなど不具合が発生しております。

そこで今回、内海漁港が事業主体として行います製氷冷蔵冷凍施設整備事業 600 万円のうち、町の負担分 240 万円に対して辺地対策事業債を活用し支援を行うことで、漁業の発展を図るものでございます。

なお、本議案は交付税措置として元利償還金の 80%が後年度の基準財政需要額に算入される有利な辺地対策事業債の適用を受けることが主目的の計画策定となっております。以上、簡単ではございますが、議案第 17 号のご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第 21、議案第 18 号小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 18 号小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆地区広域行政事務組合規約第 13 条第 2 項に定める同規約第 3 条第 9 号及び第 13 号の負担金の負担割合を変更することについて、地方自治法第 286 条第 1 項及び同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 議案第 18 号についてご説明をいたします。

上程議案集の 74 ページをお願いいたします。

本案につきましては、小豆地区広域行政事務組合規約で定める第 3 条第 9 号及び第 13 号の負担金、負担区分で申しますと、消防費に関する負担金の割合について見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

消防費につきましては、改正前の別表のとおり、当該年度の常備消防費の基準財政需要額の比率により、負担割合を決定することとしていますが、当該年度の基準財政需要額につきましては、当該年度の 7 月ごろ確定することから、当初予算につきましては、前年度の基準財政需要額の割合により策定し、12 月補正によりまして当該年度の基準財政需要額の割合で精算しています。しかしながら、毎年年度途中で負担割合が変わるため煩雑になり、間違いも起こりやすいため、改正後のとおり、前年度の基準財政需要額の割合を当該年度の負担割合としようとするものでございます。

なお、本広域行政事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定によりまして、関係地方公共団体との協議の上、議会の議決を求めることが必要なため上程するものでございます。

なお、施行日につきましては、平成 30 年 4 月 1 日となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第 22、議案第 19 号香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 19 号香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止について提案理由のご説明を申し上げます。

平成 30 年 4 月から香川県広域水道企業団として事業運営が開始されることから、香川県広域水道事業体設立準備協議会の目的が達成されたので、同協議会を廃止することにつ

いて、地方自治法第 252 条の 6 の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議案第 19 号香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 76 ページをお開き願います。

平成 30 年 4 月 1 日から香川県広域水道企業団として水道事業を運営開始となることから、平成 27 年 3 月議会でご議決いただきました香川県広域水道事業体設立準備協議会はその目的である香川県における広域的な水道事業等を経営する事業体の設立のための連絡調整を図ること及び広域的な水道事業の計画を協働して作成することが達成されましたので、地方自治法第 252 条の 6 の規定に基づき、廃止について議会の議決を求めるものでございます。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第 23、議案第 20 号平成 29 年度小豆島町一般会計補正予算（第 6 号）について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 20 号平成 29 年度小豆島町一般会計補正予算（第 6 号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は 1,269 万 6 千円でございます。

補正の内容といたしましては、議会費マイナス 139 万 1 千円、総務費マイナス 431 万 4 千円、民生費 64 万円、衛生費 1,495 万 8 千円、農林水産業費 4 万 9 千円、商工費 327 万 3 千円、土木費 15 万円、教育費マイナス 66 万 9 千円となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第 20 号平成 29 年度小豆島町一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 77 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,269 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 104 億 8,542 万 3 千円とするものでございます。

第2条は、地方債の変更でございます。

80ページの第2表地方債補正をお願いいたします。

今回の地方債の変更につきましては、平成29年12月15日に発生いたしました不燃ごみ収集中の火災事故により、パッカー車が損傷いたしましたことに伴い、新規車両の購入につきまして過疎対策事業債を要望いたしましたところ、850万円の追加配分を受けることができましたので、既定の2トンダンプの購入に係る地方債590万円と合わせて限度額を1,440万円に変更するものでございます。

それでは、補正予算の内容をご説明申し上げますが、今回の補正は給与改定や育児休暇等の取得状況あるいは時間外勤務手当の実績見込み、また議員の欠員による議員報酬等の減額など人件費の補正がほとんどでございます。

給与改定につきましては、議案第7号でご提案しておりますとおり、職員給料が月額400円から1千円の引き上げ、勤勉手当が0.1カ月分の引き上げとなっております。また、これに伴い、議員期末手当も0.05カ月の引き上げとなっております。

人件費の補正額は、議員報酬が118万5千円の減、議員期末手当が23万2千円の減、給料が467万3千円の減、職員手当等が141万円の増、共済費が50万1千円の減、退職手当組合負担金が27万円の増となっております。これは、議員の欠員と育児休業職員の増加による職員人件費の減が主な要因でございます。

それでは、お手元に配付の補正予算説明書の5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

15款県支出金、2項県補助金、2目1節社会福祉費補助金1万5千円の増につきましては、隣保館運営事業に係る人件費の精算等によりまして、県補助金を増額計上したものでございます。

次に、18款繰入金、1項1目1節財政調整基金繰入金106万9千円の減につきましては、今回の補正による財源調整の結果、財政調整基金の繰り入れを減額するものでございます。

同じく13目1節手延べそうめん振興施設整備基金繰入金210万円につきましては、手延べそうめん館の製造機械購入の財源として基金繰り入れを行うものでございます。

20款諸収入、5項1目3節雑入の315万円でございますが、こちらは平成29年12月15日に発生いたしましたパッカー車の火災事故に対する損害保険金でございます。

歳入の最後、町債の補正につきましては、先ほどご説明したとおり、パッカー車の購入

に係る過疎対策事業債 850 万円の計上でございます。以上、歳入の補正額合計は 1,269 万 6 千円でございます。

次に、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

冒頭で申し上げましたとおり、今回の補正予算は給与改定、議員の欠員、育児休業の状況や時間外勤務手当の決算見込みによる人件費の補正がほとんどでございます。

人件費の補正概要につきましては、冒頭ご説明いたしましたので、以下人件費の補正については説明を省略させていただきます。

7 ページから 10 ページまでは全て人件費の補正でございますので、11 ページ、12 ページをお願いいたします。

ページの上段でございます。

4 款衛生費、2 項清掃費、2 目塵芥処理費の 1,550 万 7 千円でございます。まず、11 節需用費 378 万円につきましては、火災事故により損傷したパッカー車、これは平成 26 年度購入の車両でございます。こちらを損害保険金を財源として修繕するものでございます。次に 14 節使用料及び賃借料の 270 万円は、パッカー車が損傷したことにより、急遽レンタルしております代替車両のリース料 10 カ月分でございます。次に、18 節備品購入費 902 万 7 千円は、今回の火災事故のような不測の事態に備えまして、パッカー車を 2 台体制にいたしますため、過疎対策事業債を活用して新たに 1 台を追加購入するものでございます。

なお、今回の修繕並びに新規購入車両はいずれも火災発生時等の損傷を最小限に抑えるべく、消火ハッチなどを備える予定でございます。

次に、ページ下段になりますが、7 款商工費、1 項商工費、4 目観光施設費、18 節備品購入費の 210 万円でございます。こちらは、平成 2 年に購入してから 27 年を経過した手延べそうめん館のこね機が 12 月に発生した事故により、使用不能となったため、手延べそうめん振興施設整備基金繰入金を活用して買いかえるものでございます。

以下、11 ページ、12 ページの下段以降につきましては、全て人件費の補正でございますので、説明は省略させていただきます。以上、簡単ですが、議案第 20 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第 24、議案第 21 号平成 30 年度小豆島町一般会計予算から日程第 30、議案第 27 号平成 30 年度小豆島町介護保険施設事業会計予算までは関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 21 号平成 30 年度小豆島町一般会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

議案は、別冊の平成 30 年度一般会計特別会計当初予算書及び説明書並びに各企業会計予算書の最初に添付しています。新年度一般会計予算につきましては、歳入歳出総額は 79 億 3,300 万円となっております。予算の内容につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第 22 号から第 26 号で提案しています特別会計予算につきましては、国民健康保険事業特別会計 21 億 3,704 万 4 千円、後期高齢者医療事業特別会計 2 億 9,385 万 8 千円、介護保険事業特別会計 20 億 9,130 万 6 千円、介護サービス事業特別会計 7,761 万 1 千円、介護予防支援事業特別会計 560 万円となっております。議案第 27 号で提案しています介護保険施設事業会計予算のうち、収益的収支につきましては事業収益 4 億 2,351 万 4 千円、事業費用 4 億 2,150 万円となっております。

各特別会計予算及び介護保険施設事業会計予算につきましても、それぞれ担当課長から順次説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第 24、議案第 21 号平成 30 年度小豆島町一般会計予算の内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第 21 号平成 30 年度小豆島町一般会計予算について簡単にご説明を申し上げます。

平成 30 年度予算の編成につきましては、本年 4 月に町長並びに町議会議員の選挙が執行される予定でありますことから、骨格予算として編成をいたしております。したがって、年度当初から執行が必要な事業、また既に実施することが決定されている事業、住民生活とかかわりが深く、議会との協議も調っているような経費については計上いたしておりますが、そのほかの新規事業や投資的経費等につきましては 4 月に執行される選挙の後、補正予算案として町議会 6 月定例会にご提案し、肉づけすることで年間総合予算とする予定でございます。

それでは、当初予算書の 1 ページをお願いいたします。

まず第 1 条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 79 億 3,300 万円と定めるものでございます。対前年度比で申しますと、18 億 7,900 万円、19.2%の減でございます。

第 2 条は、地方債の規定でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を 6 ページの第 2 表地方債のように定めるものでございます。

第 3 条は、一時借入金の規定でございます。一時借入金の借り入れの最高額を例年と同額の 5 億円と定めるものでございます。

第 4 条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。各項に計上した給料、職員手当

等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用ができることとしております。こちらも例年と同様でございます。

続きまして、歳入歳出予算についてご説明申し上げますが、当初予算につきましては例年と同様、各常任委員会において詳しくご審議がなされると思っておりますので、本日は予算書にあわせて配付しております資料1により概要説明とさせていただきます。

それでは、まず歳入予算でございますが、資料1の2ページ、平成30年度一般会計歳入予算総括表をご覧ください。資料1の2ページでございます。

1款町税15億1,019万8千円でございます。前年度と比較いたしますと3,587万3千円、2.4%の増でございます。増の要因でございますが、町たばこ税が販売本数の減などにより、1,045万7千円の減収となる一方で、町民税につきましては、個人分が給与所得の変動による増、法人税割が一部企業の業績向上による増により、合わせて1,918万3千円の増、固定資産税も企業等の新築建物の増、設備投資の増などによって2,290万2千円の増、また軽自動車税についても軽四貨物車の台数増や新車登録から13年を経過した重課税車両の増により282万7千円の増、入湯税についても町内の宿泊施設における入湯客数の増により141万8千円の増となったことが要因でございます。

2款地方譲与税6,770万円から9款地方特例交付金400万4千円までは、実績見込み額等により計上いたしております、金額的には小さな増減でございます。

10款地方交付税36億円でございます。内訳は、普通交付税32億円、特別交付税4億円でございます。前年度と比較して総額で5千万円、1.4%の減でございます。この減は、普通交付税の減でございます。合併算定特例が平成28年度から段階的に縮小されております影響や国の地財計画の影響を加味したものでございます。特別交付税につきましては、不確定な要素も多々ございますが、前年度と同額の4億円を計上したところでございます。

11款交通安全対策特別交付金180万円につきましては、実績に応じて前年度20万円の減額としております。

12款分担金及び負担金4,099万9千円でございます。前年度に比べて293万9千円、6.7%の減でございます。こちらは、分担金で吉田ダム条件事業広域分担金の過年度精算返還分が639万4千円の皆減となった一方で、池田地区の中山間地域総合整備事業の受益者負担金が150万円の増となったこと、また負担金では小豆地区災害廃棄物処理計画策定事業を小豆島町が窓口となって策定することとなったため、土庄町からの負担金194万4千円が皆増となったことが主な要因でございます。

13 款使用料及び手数料 2 億 1,598 万 6 千円でございます。前年度に比べて 1,838 万 7 千円、9.3%の増でございます。こちらは、使用料で今年度に譲渡を受けた定住促進住宅、旧雇用促進住宅でございますが、こちらの使用料が 1,656 万円の皆増、また小豆島こどもセンターの入所児の増加により保育料が 542 万 9 千円の増となったことが主な要因でございます。

14 款国庫支出金 4 億 8,475 万 1 千円でございますが、前年度に比べ 1 億 9,425 万 8 千円、28.6%の減でございます。こちらは、冒頭申し上げたとおり、骨格予算ということで新規事業や投資的経費を抑制したことから、それに伴い国庫補助金等が大幅な減となったものでございます。

15 款県支出金 5 億 1,353 万 8 千円で、前年度に比べ 8 万 3 千円のわずかながら増となっております。こちらにも投資的経費につきましては、一定の抑制をしたところでございますが、夏の知事選挙、また翌年 4 月の県議会議員選挙の委託費が 2,070 万 5 千円の皆増となりましたことから、わずかな増となったものでございます。

16 款財産収入 3,545 万 1 千円、前年度に比べまして 937 万 8 千円、20.9%の減でございます。こちらは、財産運用収入におきまして、旧小豆島高校の校長官舎の返却による貸し地料の減、また各種基金の利率低下による利子収入の減、また財産売却収入では通常の商品券の売却収入の減を見込んだことによるものでございます。

17 款寄付金 1 億 1,071 万 1 千円、前年度比で 1 千万円、8.3%の減でございます。こちらは、今年度の実績見込みによりまして、ふるさと納税寄付金の減を見込んだものでございます。

18 款繰入金 4 億 4,595 万 3 千円、前年度比で 8 億 2,170 万円、64.8%の大幅減でございます。こちらは、30 年度当初予算を骨格予算としたため、財政調整基金からの繰り入れが 2 億 8,142 万 6 千円の減となったほか、29 年度に計上いたしておりました老健うちのみの残債の繰上償還に伴う繰り入れが皆減となったことなどにより、減債基金の繰り入れも 3 億 723 万 3 千円の減、また新庁舎整備に対する庁舎整備基金からの繰り入れが 2 億 216 万 1 千円の減となったことが要因でございます。

19 款繰越金 3 千万円ですが、こちらは前年と同額でございます。

20 款諸収入 3 億 380 万 9 千円でございます。前年度に比べて 8,403 万 8 千円、38.2%の増でございます。こちらは、奨学資金貸付金の元利収入が返還者数の増に伴いまして、1,118 万 4 千円の増となったこと、また来年度から水道事業の県下統一の企業団に移行いたしますことから、小豆島町から派遣する職員の人件費 7,789 万 8 千円が企業団から納付される

ことが主な要因でございます。

21 款町債 2 億 5,560 万円でございますが、前年度に比べ 9 億 1,540 万円、78.2%の大幅な減でございます。こちらも、一般会計予算を骨格予算としたことによるものでございます。また、新庁舎整備が終了することも大きな要因となっております。以上、歳入合計は 79 億 3,300 万円でございます。

続きまして、同じ資料の 3 ページ、平成 30 年度一般会計歳出予算目的別総括表をご覧ください。

1 款議会費 9,823 万 4 千円でございます。前年度に比べ 574 万 4 千円、6.2%の増でございます。こちらは、本日上程させておりますとおり、議員報酬の改定が主な要因でございます。

2 款総務費は 12 億 3,079 万 6 千円で、前年度比で 9 億 8,645 万 9 千円、44.5%の大幅減でございます。これにつきましては、合併特例債を活用した基金造成事業が終了したことに伴う積立金の減が 4,547 万 4 千円、また新庁舎建設事業が 8 億 6,172 万 4 千円の減となったことが主な要因でございます。

3 款民生費 17 億 9,052 万 8 千円で、こちらも前年度に比べ 1 億 7,418 万 5 千円、8.9%の減でございます。こちらは、国保税の改定などによりまして、国保会計への繰り出しが 1 億 110 万 5 千円の減、内海病院跡に開設した介護保険施設が 2 月 7 日から 6 階への入所を順次開始し、経営改善が見込まれることから、運営支援負担金が 4,008 万 3 千円の減となったことが主な要因でございます。

4 款衛生費は 9 億 4,723 万 1 千円で、前年度に比べまして 4,844 万 5 千円、5.4%の増でございます。こちらは、本年 4 月から上水道事業が県下統一の企業団に移行し、町から職員を派遣することから、従来水道事業会計で計上しておりました職員給与、職員手当等 7,093 万 5 千円を一般会計に計上したことが主な理由でございます。なお、派遣職員の人件費につきましては、歳入で申し上げたとおり、同企業団から納付を受けることとなっております。

5 款労働費 3,511 万円につきましては、前年度に比べ 10 万 6 千円のわずかな増でございます。内容に大きな変更はございません。

6 款農林水産業費 2 億 6,035 万 8 千円でございます。前年度に比べ 1 億 111 万 7 千円、28.0%の減でございます。こちらは、今年度の国の補正予算によりまして、来年度実施予定の地籍調査費の一部が今年度に前倒し配分されたことに伴い、地籍調査費が 1,802 万 4 千円の減、また骨格予算として投資的経費を抑制したことなどに伴い、漁港建設費が 7,856

万9千円の減となったことなどが主な要因でございます。

7款商工費2億2,697万円で、前年度に比べまして2,255万8千円、9.0%の減でございます。こちらは、寒霞溪山頂へのWi-Fi整備事業が終了したことにより700万円の減、またオリーブ公園の施設整備及び修繕が1,475万円の減となったことが要因でございます。

8款土木費は3億4,420万9千円で、前年度に比べ2億3,002万8千円、40.1%の減でございます。こちらにも骨格予算としたため、投資的事業を抑制しておりまして、道路橋梁費で2,874万3千円、河川費で1,361万2千円、港湾費で2,043万1千円、住宅費で旧雇用促進住宅の買い取り費用の皆減も含めまして6,037万4千円、都市計画費で1億701万3千円、それぞれ減となったところでございます。

9款消防費は5億2,720万4千円で、前年度に比べまして1億5,318万5千円、41.0%の大幅増でございます。こちらは、小豆地区広域行政事務組合消防費負担金の増によるものでございます。内容は、消防本部のはしご車の更新費用及びデジタル無線施設に係る地方債の元利償還が始まったことに伴う公債費の増でございます。

10款教育費は12億8,733万3千円で、前年度に比べ1億2,594万8千円、8.9%の減でございます。こちらは、保育所、園において国が定める給付単価の変動によりまして、民間こども園に対する給付費負担金が4,924万7千円の増となった一方、三都公民館建設事業の終了によりまして、公民館費が1億7,582万4千円の減となったことが主な要因でございます。

11款災害復旧費308万7千円は、前年度と大きな変更はございません。

12款公債費は11億7,193万8千円で、前年度に比べて4億4,618万2千円、27.6%の減でございます。こちらは、平成29年度において、一般会計が承継した老健うちのみの残債を一括繰上償還したことに伴うもので、来年度はそれがなくなったということでございます。

13款諸支出金2千円及び14款予備費1千万円につきましては、前年度と同額を計上しております。以上、歳出合計は79億3,300万円でございます。以上、簡単ですが、議案第21号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第25、議案第22号平成30年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 議案第22号平成30年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の7ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億3,704万4千円と定めるものとございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の借り入れの最高額を1億円に定めるものとございます。

第3条は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合は同一款内で予算の流用をすることができるとする規定でございます。

予算内容につきましては、予算説明書により説明させていただきます。

175ページをご覧ください。

歳入でございます。

1款国民健康保険税でございます。平成30年度から国民健康保険の広域化に伴い、県から国保事業費納付金を納めるための標準保険料率が示されております。本町においては、現行税率からの引き上げを行うため、保険税は前年度より1,510万7千円増の3億689万1千円を計上しております。

177ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料は、督促手数料として、前年度と同額の8万円を計上しております。

3款1項県負担金につきましては、特定健康診査等負担金を計上しております。また、2項県補助金、1項保険給付費等交付金につきましては、平成30年度の国保広域化により、今まで国や基金から受けておりました各種交付金を県補助金として受けることとなり、16億3,934万9千円を計上しております。

なお、平成30年度からの保険給付に必要な費用につきましては、保険給付費等交付金として全額県から支払われることとなります。

4款財産収入につきましては、財政調整基金の利子を名目予算として千円計上しております。

5款繰入金でございます。1項1目の一般会計繰入金は1億8,501万3千円を計上しており、前年度から1億91万6千円の減としております。1節の保険基盤安定繰入金から5節の財政安定化支援事業繰入金までは、法定繰り入れでございます。法定外繰り入れとなります。6節の収支不足繰入金は、国保税の増額改正による激変緩和措置を講じた際の保険料不足分額として1,750万円を計上しております。

続いて、179ページをご覧ください。

2項基金繰入金及び6款繰越金、7款諸収入の1項延滞金加算金及び過料、2項雑入の

1 目から 5 目につきましては、名目予算としてそれぞれ千円を計上しております。

次に 181 ページをご覧ください。

6 目雑入及び 3 項貸付金戻し入れは、例年と大きな変化はございません。

以降の科目につきましては、国保広域化に伴う廃止科目でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

183 ページをご覧ください。

1 款総務費は、国保事業の管理的経費と国保税の賦課徴収経費、国保運営協議会費等で 1,338 万 3 千円を計上しており。前年と比べ 201 万 2 千円の増となっています。これは、国保の広域化に伴う国保情報集約システムの委託手数料及び保険証の郵送方法を普通郵便から特定記録郵便に変更したもの、税制改正に伴うシステム改修による増でございます。

次に、2 款保険給付費でございます。平成 30 年度は 16 億 888 万 5 千円を見込んでおり、前年度と比べ 7,282 万円の増となっております。これは、過去の医療費動向から判断し、一般被保険者に係る医療費の増加を見込んだものでございます。

続いて、187 ページをお願いいたします。

3 款国民健康保険事業費納付金は 4 億 4,731 万 5 千円でございます。これは、国保の広域化に伴い、県が示す納付金の額を 1 項医療給付費分、2 項後期高齢者支援金分、3 項介護納付金分に分けて納付するため、新たに科目を新設したものでございます。

4 款保健事業費は 6,009 万 7 千円を計上し、特定健康診査や医療費適正化事業、健康づくり事業、医療費の分析事業を実施することとしております。

191 ページをご覧ください。

5 款基金積立金、6 款公債費、7 諸支出金の 1 項と 2 項につきましては、例年と大きな変化はございません。

193 ページをお願いいたします。

3 項 1 目の直営診療施設勘定繰出金の 320 万 5 千円につきましては、小豆島中央病院で実施しております健康管理事業分を計上しております。

8 款予備費は昨年度と同額の 300 万円を計上しております。

以降の科目につきましては、国保広域化に伴う廃止科目でございます。

195 ページをお願いいたします。

以上、歳出合計は対前年度から 1 億 3,004 万 5 千円減の 21 億 3,704 万 4 千円となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第 26、議案第 23 号平成 30 年度小豆島町後期高齢者医

療事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 議案第 23 号平成 30 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の 10 ページをお開き願います。

第 1 条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 9,385 万 8 千円と定めるものでございます。

予算内容につきまして、予算説明書によりご説明させていただきます。

203 ページをご覧ください。

初めに、歳入でございませう。

1 款後期高齢者医療保険料は、前年度と比べて 351 万 7 千円増の 2 億 851 万 6 千円を計上しております。

2 款使用料及び手数料は、納付証明や督促に係る手数料として、前年度と同額を計上しております。

3 款国庫支出金、1 項 1 目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、歳出予算 1 款総務費、2 項 1 目徴収費において、制度改正に伴うシステム改修費用の特定財源となるもので、166 万 5 千円を計上しております。

4 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金は、広域連合の事務経費として共通経費繰入金 1,130 万 8 千円、徴収費など町の事務経費として総務費繰入金 442 万円を計上しております。

また、2 目に保険基盤安定繰入金として、県の補助を受け、低所得者の保険料軽減のため、6,739 万 8 千円を計上しております。

5 款繰越金は名目計上、6 款諸収入は前年度と同額としております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

207 ページをご覧ください。

1 款総務費は、事業の管理及び徴収に係る経費でございませう。1 項 1 目一般管理費は、小豆島町独自で運用しておりました後期高齢者医療システム用サーバーの老朽化に伴い、サーバー環境を両備システムズのデータセンターに移行するための費用の増により、前年度に比べまして 240 万 9 千円増の 603 万 6 千円を計上しております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は 2 億 8,722 万 2 千円を計上しております。これは、保険料と共通経費、保険基盤安定繰入金を合わせたもので、前年度より 664 万 6 千円の増となっております。

3 款諸支出金は昨年度と同額の 55 万円、また 4 款予備費も昨年度と同額の 5 万円とし

ております。以上、歳出合計額は前年度比 905 万 5 千円増の 2 億 9,385 万 8 千円となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第 27、議案第 24 号平成 30 年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（入倉哲也君） 議案第 24 号平成 30 年度小豆島町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の 13 ページをお開き願います。

第 1 条第 1 項は、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 9,130 万 6 千円と定めようとするものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による規定でございます。

第 2 条は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合は、同一款内で予算の流用をすることができるとする規定でございます。

それでは、予算内容につきまして予算説明書で説明させていただきます。

予算説明書の 214 ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、1 款保険料は第 1 号被保険者に係る保険料です。保険料の月額基準額は 5,760 円、保険料の設定は 9 段階の設定としております。これに基づき算出した保険料収入は 4 億 1,367 万 9 千円となっております。

2 款使用料及び手数料は、納付証明等手数料、督促手数料として、前年度と同額の 4 万 1 千円を計上しております。

3 款国庫支出金は、保険給付費に対する負担金、調整交付金、総合事業調整交付金、地域支援事業交付金と介護保険システムの改修に係る補助金を計上しております。内海病院跡地にオープンした特別養護老人ホームうちのみ、安田の有料老人ホームはまひるがお内海などの施設整備により、保険給付費が増加すると見込まれることから、国庫支出金は前年度から 2,314 万 8 千円増の 5 億 3,300 万 9 千円を見込んでおります。

4 款支払基金交付金につきましては 5 億 3,872 万 4 千円を、5 款県支出金については 3 億 316 万 8 千円を見込んでおります。

次のページ、216 ページをお願いいたします。

6 款財産収入は、介護給付費準備基金の利子として 2 万 7 千円を計上しております。

7 款繰入金は、一般会計からの繰入金として 2 億 9,609 万 3 千円を計上しております。介護給付費地域支援事業に対する町の負担金と事務費等繰入金のほか、4 目低所得者保険

料軽減繰入金は、一般会計において国と県の負担金を受け、町の負担金と合わせて繰り入れを行うものでございます。

8 款繰越金は、前年度の繰越金として名目計上しております。

9 款諸収入につきましては、次のページ、218 ページになりますが、2 項 3 目の雑入に配食サービス、要支援者や事業対象者に対する地域支援事業の利用料など、655 万 9 千円を計上しております。以上、歳入合計は対前年度 4,411 万 9 千円増の 20 億 9,130 万 6 千円としております。

次に、歳出でございます。

220 ページをお開き願います。

1 款総務費は 3,760 万 9 千円を見込んでおり、前年度に比べまして 196 万 1 千円の増となっております。

次のページ、222 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は 19 億 4,035 万円を見込んでおり、前年度に比べまして 3,005 万円の増となっております。これは、先ほども説明しましたとおり、特別養護老人ホームうちのみや有料老人ホームはまひるがお内海などの運営開始によるものでございます。

次のページ、224 ページをお願いいたします。

3 款地域支援事業費は、介護予防、健康づくりのための事業費やホームヘルプなどの日常生活支援のための事業費と地域包括支援センターの運営に係るものでございます。前年度に比べまして 324 万 2 千円の減の 9,734 万 6 千円を見込んでおります。

少し飛びまして、230 ページをお願いいたします。

4 款基金積立金は、介護保険給付費の準備基金として積み立てるもので、1,535 万円を計上しております。

5 款諸支出金は、保険料の過誤納還付金など前年度と同額の 15 万 1 千円を計上しております。

6 款予備費も前年度と同様に 50 万円を計上しております。以上、歳出合計は 232 ページになりますが、対前年度 4,411 万 9 千円増の 20 億 9,130 万 6 千円としております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第 28、議案第 25 号平成 30 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の内容説明を求めます。介護サービス課長。

○介護サービス課長（濱田 茂君） 議案第 25 号平成 30 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

当初予算書及び説明書の 16 ページをお願いします。

第 1 条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,761 万 1 千円と定めるものでございます。

予算内容につきましては、予算説明書により説明させていただきます。

説明書の 240 ページをお願いします。

介護サービス事業特別会計は、居宅介護支援、訪問介護の 2 つの事業に係る会計となっております。

訪問介護事業につきましては、これまで事業所ごとにうちのみ訪問介護事業費といけだ訪問介護事業費と区分して計上してはいましたが、効率的な運営を図るため、1 つの事業所にまとめ、訪問介護サービス事業費として計上しております。ただし、事務所につきましては、従来どおりうちのみ、いけだの 2 カ所で運営することとしております。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス計画費収入は、要介護認定者へのケアプランの作成に係る収入でございます。利用者の増加が見込まれることから、対前年度比 289 万円増の 3,585 万 5 千円を見込んでおります。

2 目の居宅介護サービス費収入は、要介護認定者への訪問介護のサービス収入です。今年度の実績から、対前年 279 万 9 千円減の 1,702 万円を見込んでおります。

2 項の介護予防・日常生活支援総合事業費収入は、要支援認定者に対する町が実施する訪問型サービスに係る収入でございます。他サービス、軽度家事支援とか小規模多機能サービスの利用の増から、対前年度 166 万円の減の 373 万 5 千円を見込んでおります。

3 項自己負担金収入は、訪問介護に係る利用者の自己負担金で 186 万 7 千円を計上しております。

2 款使用料及び手数料は、要介護認定調査に係る手数料で、名目の 1 千円を計上しております。

3 款財産収入は、財政調整基金の利子となります。

4 款寄付金は、2 つの事業で 3 千円を計上しております。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金は、特別地域加算の算定に係る利用者負担の軽減に係る介護保険事業特別会計からの繰入金として 5 万 6 千円を計上しております。

242 ページをお願いします。

2 項基金繰入金は、収支不足額 1,544 万 4 千円を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

6 款繰越金は、前年度繰越金として 1 千円を計上しております。

7 款諸収入、1 項収益事業収入は障害者居宅介護事業に係る収入で、対前年度 285 万円の減の 358 万 3 千円を計上しております。

2 項雑入は、2 つの事業に 3 千円を計上しております。

次に、歳出の説明を申し上げます。

244 ページをお願いします。

1 款サービス事業費、1 項居宅介護支援事業費は、要介護認定者へのケアプランの作成業務でございます。2 節の給料から 7 節賃金と 19 節は職員 5 名と臨時または嘱託職員 2 名の人件費でございます。9 節旅費から 14 節使用料及び賃借料は、事務費と電算システム、訪問車両に係る費用となっております。利用者の増加に対応するため、嘱託職員 1 名の増員により、対前年度 388 万 2 千円の増の 4,388 万 4 千円を計上しております。

2 項訪問介護サービス事業費でございます。4 節共済費から 247 ページの 7 節賃金は、嘱託職員 8 名と登録ヘルパーの人件費となります。9 節旅費から 27 節公課費までは、事務費と電算システム、訪問車両に係る費用となっております。登録ヘルパーの減少によりまして、対前年度 257 万 3 千円減の 3,368 万 4 千円を計上しております。

第 2 款基金積立金は、財政調整基金の利子を基金に積み立てるものでございます。以上、歳出合計は前年度と比較して 130 万 5 千円増の 7,761 万 1 千円となっております。以上、簡単でございますが、議案第 25 号平成 30 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第 29、議案第 26 号平成 30 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（入倉哲也君） 議案第 26 号平成 30 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の 19 ページをお開き願います。

第 1 条第 1 項は、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額はそれぞれ 560 万円と定めようとするものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による規定でございます。

それでは、予算内容につきましては予算説明書で説明させていただきます。

予算説明書の 254 ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款サービス収入は要支援者に対する介護予防サービス計画作成に対する介護報酬で、559 万 6 千円を見込んでおります。前年度と比較して 32 万 7 千円の減となっております。

2 款寄付金、3 款繰入金、4 款繰越金、5 款諸収入は名目計上でございます。以上、歳入合計は対前年度 60 万円減の 560 万円としております。

次に、歳出でございます。

次のページ、256 ページをお願いいたします。

1 款サービス事業費は、人件費と事業の運営に係る経費でございます。2 節給料から 4 節共済費までと 19 節負担金補助及び交付金は、介護予防サービス計画の作成に係る職員の人件費が主なものでございます。9 節旅費から 14 節使用料及び賃借料と 27 節公課費は、事務費と電算システム、公用車の維持管理に要する経費でございます。以上、歳出合計は対前年度 60 万円の減の 560 万円となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第 30、議案第 27 号平成 30 年度小豆島町介護保険施設事業会計予算の内容説明を求めます。介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 議案第 27 号平成 30 年度小豆島町介護保険施設事業会計予算についてご説明申し上げます。

別冊平成 30 年度介護保険施設事業会計当初予算書及び説明書の 1 ページをお願いいたします。

第 2 条は、業務の予定量を定めております。

1、利用定員は、介護老人保健施設入所、短期入所が 28 人、通所が 25 人。介護老人福祉施設入所、入所が 60 人、短期入所が 4 人でございます。2、年間利用者数は、介護老人保健施設入所、短期入所が 9,607 人、通所が 5,490 人。介護老人福祉施設入所が 2 万 1,256 人、短期入所が 1,170 人を予定しております。3、1 日平均利用者数は、介護老人保健施設入所、短期入所が 26.3 人、通所が 22.5 人。介護老人福祉施設入所が 58.2 人、短期入所が 3.2 人を予定しております。4、主要な建設改良費は、設備整備費 200 万円を計上いたしております。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入の部、第 1 款介護保険施設事業収益は 4 億 2,351 万 4 千円を予定しております。内容は、第 1 項介護老人保健施設事業収益は 1 億 6,660 万 2 千円、第 2 項介護老人保健施設事業外収益は 2,870 万 8 千円、第 3 項介護老人福祉施設事業収益は 2 億 2,094 万 8 千円、第 4 項介護老人福祉施設事業外収益は 725 万 5 千円を予定しております。第 5 項特別利益

は名目1千円を計上いたしております。

次に、支出の部ですが、第1款介護保険施設事業費用は4億2,150万円を予定しております。内容は、第1項介護老人保健施設事業費用は2億1,478万9千円、第2項介護老人保健施設事業外費用は15万円、第3項介護老人福祉施設事業費用は2億541万円、第4項介護老人福祉施設事業外費用は15万円、第5項特別損失は1千円、第6項予備費は100万円を計上いたしております。

2ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入の部、第1款資本的収入は2千円で、負担金、補助金それぞれ名目1千円を計上いたしております。

支出の部、第1款資本的支出は、建設改良費200万円を計上いたしております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額199万8千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第5条は、一時借入金の限度額を5千万円と定めるものでございます。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、1、職員給与費3億2,414万1千円と2、交際費30万円を定めるものでございます。

第7条は、棚卸資産の購入限度額を450万円と定めるものでございます。以上で議案第27号平成30年度小豆島町介護保険施設事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 以上で議案第1号小豆島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてから議案第27号平成30年度小豆島町介護保険施設事業会計予算までの提案理由の説明が終わりました。

これらに対する質疑、討論、採決及び委員会付託は明日3月1日に行います。

~~~~~

日程第31 請願第1号 「憲法9条改正に反対する意見書」の提出を求める請願

日程第32 請願第2号 「核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書」の提出を求める請願

○議長（森口久士君） 次、日程第31、請願第1号「憲法9条改正に反対する意見書」の提出を求める請願及び日程第32、請願第2号「核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書」の提出を求める請願については、会議規則第91条第1項の規定に基づき、所管する常任委員会に付託することになっておりますので、お手元に配付しております請

願文書表のとおり総務建設常任委員会に付託いたします。

なお、これらの審査報告は3月16日の本会議にお願いをいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

次回は明日の午後1時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

散会 午後0時00分